

返戻金制度に関する事項

1. 求職者が業務開始後、当該求職者の自己都合によって退職もしくは契約解除した場合、または求職者の責に帰すべき明らかな事由（経歴の重大な詐称、重大な規律違反による懲戒解雇等）により退職もしくは解雇となった場合、乙は受領した成功報酬の一部を以下の要領で甲に返還するものとする。
 - ① 入職後 1 ヶ月以内：成功報酬の 80%
 - ② 入職後 2 ヶ月以内：成功報酬の 50%
 - ③ 入職後 3 ヶ月以内：成功報酬の 30%
2. 返金請求を行う場合、甲は、退職または契約終了日から 14 日以内に乙へ通知するものとする。
3. 甲の責による解雇、契約終了その他やむを得ない事情がある場合は、乙は返還義務を負わないものとする。